

1-1 訪問介護

訪問介護事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

申請者要件	法人			
人員基準	区分	職種	員数	資格等
	従業者	訪問介護員等	常勤換算方法で2.5人以上（サービス提供責任者を含む）	①介護福祉士 ②介護職員実務者研修課程修了者 ③介護職員基礎研修課程修了者 ④訪問介護員養成研修1級課程修了者 ⑤訪問介護員養成研修2級課程修了者又は介護職員初任者研修課程修了者 ⑥生活援助従事者研修課程修了者 ⑦看護師及び准看護師（※）
		サービス提供責任者	常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。 ただし、当該者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。	①介護福祉士 ②介護職員実務者研修課程修了者 ③介護職員基礎研修課程修了者 ④訪問介護員養成研修1級課程修了者 ⑤看護師及び准看護師（※）
			a 利用者の数については、前3月の平均値を用いる。この場合、暦月ごとの実利用者数を合算し、3で除して得た数とする。なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法による推定数とする。 b 通院等乗降介助に該当するものみの利用者の当該月における利用者数は、0.1人として計算する。	
			利用者の数に応じて常勤換算方法によることができるが、その具体的取扱は次のとおりとする。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）の2分の1以上に達している者でなければならない。 イ 利用者の数が40人を超える事業所については、常勤換算方法とすることができる。この場合、配置すべき員数は利用者の数を40で除して得られた数（小数第1位に切り上げた数）以上とする。 ロ イに基づき、常勤換算方法とする事業所については、以下に掲げる員数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。 a 利用者の数が40人超200人以下の事業所 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から1を減じて得られる数以上 b 利用者の数が200人超の事業所 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数に2を乗じて3で除して得られた数（1の位に切り上げた数）以上 ※別添を参照してください。	

			<p>常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。</p> <p>➢ 管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。</p>			
	管理者		常勤・専従1人	<p>➢ 管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務することができる。</p> <p>➢ 当該事業所の事象を適時かつ適切に把握でき、一元的な管理・指揮命令に支障がない場合は、同一事業者の他の事業所の管理者又は従業者を兼務することができる。</p> <p>➢ 管理者は、訪問介護員等である必要はない。</p>		
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営を行うために必要な広さの専用区画 ・訪問介護の提供に必要な設備及び備品等 		<p>➢ 専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。</p> <p>➢ なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、訪問介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる。</p> <p>➢ 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。</p> <p>➢ 訪問介護に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。</p> <p>➢ ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、訪問介護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。</p> <p>➢ 事務室・区画、又は設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。</p>			
運営基準	項目	国省令 (条文)	県条例 (条文)	県規則 (条文)		
	・内容及び手続の説明及び同意	8	8	4		
	・提供拒否の禁止	9	9			
	・サービス提供困難時の対応	10		10		
	・受給資格等の確認	11		11		
	・要介護認定の申請に係る援助	12		12		
	・心身の状況等の把握	13		13		
	・居宅介護支援事業者等との連携	14		14		
	・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	15		15		
	・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	16		16		
	・居宅サービス計画等の変更の援助	17		17		
	・身分を証する書類の携行	18		18		
	・サービスの提供の記録	19		19		
	・利用料等の受領	20	10	5		
	・保険給付の請求のための証明書の交付	21		20		
	・指定訪問介護の基本取扱方針	22	11			
	・指定訪問介護の具体的取扱方針	23	12			
	・訪問介護計画の作成	24	13			
	・同居家族に対するサービス提供の禁止	25	14			

・利用者に関する市町村への通知	26	15	
・緊急時等の対応	27	16	
・管理者及びサービス提供責任者の責務	28	17	6
・運営規程	29	18	7
・介護等の総合的な提供	29の2		21
・勤務体制の確保等	30		22
・業務継続計画の策定等	30の2	19の2	
・非常災害対策 ★県独自★		19	
・衛生管理等	31	20	7の2
・掲示	32		23
・秘密保持等	33	21	
・広告	34		24
・不当な働きかけの禁止	34の2	21の2	
・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	35	22	
・苦情処理	36	23	
・地域との連携等	36の2		25
・事故発生時の対応	37	24	
・虐待の防止	37の2	24の2	
・会計の区分	38		26
・記録の整備	39	25	8

※ 訪問介護員等に係る資格要件について

訪問介護員等（サービス提供責任者を含む）に係る資格要件について、表の①～⑥以外にも該当する場合があります。県長寿介護課までお問い合わせください。

なお、介護職員初任者研修課程等については、次のページを参照してください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/common/03/ci500004919.htm>

別添 【1月間の利用者数に応じて訪問介護事業所に配置すべきサービス提供責任者数】

1月間の利用者数 (前3月間の平均)	常勤換算を 採用しない場合 必要となる常勤のサー ビス提供責任者数(人)	常勤換算方法を採用する場合		
		サービス提供責 任者の1月の総 勤務時間を常勤 換算した場合に 必要な常勤換算 数	最低限必要な常勤のサービス提供責任者数 及びこれに合わせて配置が必要な非常勤サ ービス提供責任者の常勤換算数	
			常勤職員(人)	非常勤(常勤換算数)
40人以下	1	1.0	1	0
40人超80人以下	2	1.5~2.0	1	0.5~1
80人超120人以下	3	2.5~3.0	2	0.5~1.0
120人超160人以下	4	3.5~4.0	3	0.5~1.0
160人超200人以下	5	4.5~5.0	4	0.5~1.0
200人超240人以下	6	5.5~6.0	4	1.5~2.0
240人超280人以下	7	6.5~7.0	5	1.5~2.0
280人超320人以下	8	7.5~8.0	6	1.5~2.0
320人超360人以下	9	8.5~9.0	6	2.5~3.0
360人超400人以下	10	9.5~10.0	7	2.5~3.0
400人超440人以下	11	10.5~11.0	8	2.5~3.0
440人超480人以下	12	11.5~12.0	8	3.5~4.0
480人超520人以下	13	12.5~13.0	9	3.5~4.0
520人超560人以下	14	13.5~14.0	10	3.5~4.0
560人超600人以下	15	14.5~15.0	10	4.5~5.0
600人超640人以下	16	15.5~16.0	11	4.5~5.0